

精神障害者旅客運賃割引規程

2023.10.1 制定

(適用範囲)

第1条 この規程は、精神障害者が、介護者とともに当社線を乗車する場合に限り適用する。

(精神障害者)

第2条 この規程において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、精神障害者手帳の「障害等級」が1級とされている者をいう。

(注) 精神障害者手帳の様式は、次のとおりとする。

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）により示された様式

(1) 紙様式 (例)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------|---|--|-----|---|---|---|------|---|---|---|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|
| (裏表紙) | (表表紙) | (内面左) | (内面右) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | 障 害 者 手 帳 | | <table border="1"> <tr><td>交付日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr><td>有効期限</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr><td>(更新)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(更新)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(更新)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(更新)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 交付日 | 年 | 月 | 日 | 有効期限 | 年 | 月 | 日 | (更新) | | | | (更新) | | | | (更新) | | | | (更新) | | | |
| 交付日 | 年 | 月 | 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有効期限 | 年 | 月 | 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (更新) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (更新) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (更新) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (更新) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>注1) 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。</p> <p>注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。</p> | 都道府県（指定都市）名 | <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>生年月日</p> <p>障害等級</p> <p>手帳番号</p> | <p>都道府県（指定都市）名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) カード様式

| | |
|---|---|
| | |
| <p>障 害 者 手 帳 手帳番号 123456 号</p> <p>交付日 令和2年3月29日</p> <p>氏名 横溝 健</p> <p>生年月日 昭和29年9月20日</p> <p>住所 横浜市西区みなとみらい5丁目 ランドマークプラザマンション205</p> <p>障害等級 2級</p> <p>有効期限 (自) 令和2年4月1日 (至) 令和4年3月31日</p> <p>更新の申請は、有効期限の3か月前から、 福祉保健センターで行うことができます。</p> | <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳</p> <p>更新 (自) (至)</p> <p>更新 (自) (至)</p> <p>【備考】</p> |
| 54mm | 85.6mm |

(3) 前2号のほか、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際および第10条に定める乗降の際ならびに乗車中の呈示に限り、精神障害者手帳に代わるものとすることができる。

(介護者)

第3条 介護者とは、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、6才未満の、精神障害者手帳の「障害等級」が1級とされている者とともに乗車する介護者についてはこの限りではない。

2前項の介護者は、精神障害者1人に対して、1人の介護者をつけるものとする。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者および介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券のみとする。

(取扱区間)

第5条 精神障害者および介護者に対して発売する割引乗車券および割引旅客運賃収受の取扱区間は、当社線の各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 精神障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。

(割引乗車券の購入申し込み)

第7条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、有効期限内の精神障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜の申込書により必要な乗車券の申し込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条の規定により購入した乗車券は、精神障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払い戻し)

第9条 第3条第1項の規定により購入した乗車券に対する旅客運賃の払い戻しは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについても、ともに行う場合に限って取り扱う。

(精神障害者手帳の携帯)

第10条 精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、有効期限内の精神障害者手帳を携帯し、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

(乗車券の発行方)

第12条 精神障害者および介護者が有効期限内の精神障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発売する。

(1) ゴム印による表示

ア 精神障害者本人に対して発売する乗車券



直径約 1cm

イ 介護者に対して発売する乗車券



直径約 1cm

(2) 自動券売機により発売する乗車券

ア 精神障害者本人に対するもの



縦 0.7cm 横 0.4cm 黒文字

イ 介護者に対するもの

付 縦 0.7cm 横 0.4cm 黒文字